

○内閣府令第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法律の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれ

に対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

送 出 総

別紙様式第1号 (第18条第1項関係) (日本産業規格A4)

中間業務報告書
第 期中 [年 月 日から
年 月 日まで]
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
株式会社
代表取締役 氏 名 印
銀行

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 略]
(記載上の注意)
[1～7 略]

第1 第 期中 [年 月 日から
年 月 日まで] 中間事業概況書

[1～5 略]

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				

送 出 編

別紙様式第1号 (第18条第1項関係) (日本産業規格A4)

中間業務報告書
第 期中 [年 月 日から
年 月 日まで]
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
株式会社
代表取締役 氏 名 印
銀行

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 同左]
(記載上の注意)
[1～7 同左]

第1 第 期中 [年 月 日から
年 月 日まで] 中間事業概況書

[1～5 同左]

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				

【略】							
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額							
【略】							
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目							
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	うち、のれんに係るものの額						
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額						
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額							
繰延ヘッジ損益の額							
適格引当金不足額							
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額							
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額							
前払年金費用の額							
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額							
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額							
少数出資金融機関等の普通株式の額							
特定項目に係る 10% 基準超過額							
うち、その他金融機関等に係る							

【同左】							
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額							
【同左】							
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目							
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	うち、のれんに係るものの額						
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額						
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額							
繰延ヘッジ損益の額							
適格引当金不足額							
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額							
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額							
前払年金費用の額							
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額							
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額							
少数出資金融機関等の普通株式の額							
特定項目に係る 10% 基準超過額							
うち、その他金融機関等に係る							

対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーター・サージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーター・サージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
普通株式等 Tier 1 資本					
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目					
その他 Tier 1 資本に係る調整項目					
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額					

対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーター・サージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーター・サージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
普通株式等 Tier 1 資本					
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目					
その他 Tier 1 資本に係る調整項目					
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額					

意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
【略】				
その他 Tier 1 資本				
【略】				
Tier 1 資本				
【略】				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
【略】				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
【略】				
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
【略】				
Tier 2 資本				
【略】				

意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
【同左】				
その他 Tier 1 資本				
【同左】				
Tier 1 資本				
【同左】				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
【同左】				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
【同左】				
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
【同左】				
Tier 2 資本				
【同左】				

総自己資本
[略]
リースク・アセット等
[略]
自己資本比率及び資本バツフナー
[略]
調整項目に係る参考事項
[略]
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[略]
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
[略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

[資本バツフナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツフナー比率]

エクスボ ーの所在国 ・地域	当中間期末		前期末		
	カウン ター・ シクリ カル・ バツフ ナーの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセッ トの合 計額(百 万円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ツフナ ー比率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ツフナ ー比率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ツフナ ー比率 (%)
[略]					
合計					

総自己資本
[同左]
リースク・アセット等
[同左]
自己資本比率及び資本バツフナー
[同左]
調整項目に係る参考事項
[同左]
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[同左]
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
[同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

[資本バツフナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツフナー比率]

エクスボ ーの所在国 ・地域	当中間期末		前期末		
	カウン ター・ シクリ カル・ バツフ ナーの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセッ トの合 計額(百 万円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ツフナ ー比率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ツフナ ー比率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ツフナ ー比率 (%)
[同左]					
合計					

(記載上の注意)

[1～4 略]

[判る。]

5 [略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[略]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				

(記載上の注意)

[1～4 同左]

5 「適用されるカウンター・シクリカル・バツフナー比率 (%) (経過措置ベース)」は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツフナー比率に 100 分の 25 を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツフナー比率に 100 分の 50 を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツフナー比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること (小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載)。

6 [同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[同左]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				

うち、のれんに係るものの額					
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額					
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
前払年金費用の額					
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					

うち、のれんに係るものの額					
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額					
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
前払年金費用の額					
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					

うち、その他金融機関等の対象 普通株式等に該当するものに 関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービスン グ・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額					
【略】					
自己資本					
【略】					
リスク・アセット等					
【略】					
自己資本比率					
【略】					

(記載上の注意)

[1～5 略]

[第2～第5 略]

別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本産業規格A4)

中間業務報告書
第 期中 [年 月 日から
年 月 日まで]
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
株式会社
代表取締役 氏 銀行 名 印

うち、その他金融機関等の対象 普通株式等に該当するものに 関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービスン グ・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額					
【同左】					
自己資本					
【同左】					
リスク・アセット等					
【同左】					
自己資本比率					
【同左】					

(記載上の注意)

[1～5 同左]

[第2～第5 同左]

別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本産業規格A4)

中間業務報告書
第 期中 [年 月 日から
年 月 日まで]
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
株式会社
代表取締役 氏 銀行 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

【第1～第5 略】

(記載上の注意)

【1～7 略】

第1 第

期中 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間事業概況書

【1～5 略】

6 自己資本比率の状況

【国際統一基準に係る単体自己資本比率】

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
【略】				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
【略】				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サブレンジ・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サブレンジ・ライツに係るもの				

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

【第1～第5 同左】

(記載上の注意)

【1～7 同左】

第1 第

期中 [年 月 日から 年 月 日まで] 中間事業概況書

【1～5 同左】

6 自己資本比率の状況

【国際統一基準に係る単体自己資本比率】

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
【同左】				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
【同左】				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サブレンジ・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サブレンジ・ライツに係るもの				

の以外のものの額					
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
繰延ヘッジ損益の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
前払年金費用の額					
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					
少数出資金融機関等の普通株式の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					

の以外のものの額					
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
繰延ヘッジ損益の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
前払年金費用の額					
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					
少数出資金融機関等の普通株式の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					

うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
普通株式等 Tier 1 資本				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額				
その他 Tier 1 資本				
Tier 1 資本				

うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
普通株式等 Tier 1 資本				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額				
その他 Tier 1 資本				
Tier 1 資本				

【略】					
Tier 2 資本に係る基礎項目					
【略】					
Tier 2 資本に係る調整項目					
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額					
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額					
【略】					
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額					
【略】					
Tier 2 資本					
【略】					
総自己資本					
【略】					
リスク・アセット等					
【略】					
自己資本比率及び資本バッファ率					
【略】					
調整項目に係る参考事項					
【略】					
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
【略】					
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					

【同左】					
Tier 2 資本に係る基礎項目					
【同左】					
Tier 2 資本に係る調整項目					
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額					
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額					
【同左】					
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額					
【同左】					
Tier 2 資本					
【同左】					
総自己資本					
【同左】					
リスク・アセット等					
【同左】					
自己資本比率及び資本バッファ率					
【同左】					
調整項目に係る参考事項					
【同左】					
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
【同左】					
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					

【略】

(記載上の注意)

【1～7 略】

【資本バットラー比率のうちカウンター・シクリカル・バットラー比率】

エクスポートの所在国・地域	当中間期末			前期末		
	カウンター・シクリカル・バットラーの水準に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率 (%)	適用されるカウンター・バットラー比率 (%)	カウンター・シクリカル・バットラーの水準に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率 (%)	適用されるカウンター・バットラー比率 (%)
【略】						
合計						

(記載上の注意)

【1～4 略】

【割る。】

5 【略】

【同左】

(記載上の注意)

【1～7 同左】

【資本バットラー比率のうちカウンター・シクリカル・バットラー比率】

エクスポートの所在国・地域	当中間期末			前期末		
	カウンター・シクリカル・バットラーの水準に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率 (%)	適用されるカウンター・バットラー比率 (%)	カウンター・シクリカル・バットラーの水準に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率 (%)	適用されるカウンター・バットラー比率 (%)
【同左】						
合計						

(記載上の注意)

【1～4 同左】

5 「適用されるカウンター・シクリカル・バットラー比率 (%)」(経過措置ベース)は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バットラー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バットラー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バットラー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。

6 【同左】

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

〔表略〕

〔記載上の注意〕

〔1～3 略〕

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
〔略〕				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

〔同左〕

〔記載上の注意〕

〔1～3 同左〕

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
〔同左〕				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				

前払年金費用の額					
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービスン グ・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象 普通株式等に該当するものに関 連するものの額					
うち、モーゲージ・サービスン グ・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額					
【略】					
自己資本					
【略】					

前払年金費用の額					
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービスン グ・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象 普通株式等に該当するものに関 連するものの額					
うち、モーゲージ・サービスン グ・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額					
【同左】					
自己資本					
【同左】					

リスク・アセット等
[略]
自己資本比率
[略]

(記載上の注意)
[1～5 略]

[第2～第5 略]

別紙様式第3号 (第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
株式会社
代表取締役 氏 名 印
銀行

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 略]
(記載上の注意)

[1～7 略]

第 1 第 期 [年 月 日から] 事業概況書
年 月 日まで

[1～12 略]

13 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

リスク・アセット等
[同左]
自己資本比率
[同左]

(記載上の注意)
[1～5 同左]

[第2～第5 同左]

別紙様式第3号 (第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
株式会社
代表取締役 氏 名 印
銀行

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 同左]
(記載上の注意)

[1～7 同左]

第 1 第 期 [年 月 日から] 事業概況書
年 月 日まで

[1～12 同左]

13 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
【略】				
評価・換算差額等及びその他公表 準備金の額				
【略】				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サ ービシング・ライツに係るものを除 く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・ サービシング・ライツに係るも の以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るも のを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資 本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価 評価差額であって自己資本に算入 される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に				

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
【同左】				
評価・換算差額等及びその他公表 準備金の額				
【同左】				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サ ービシング・ライツに係るものを除 く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・ サービシング・ライツに係るも の以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るも のを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資 本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価 評価差額であって自己資本に算入 される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に				

計上されるものを除く。)の額							
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額							
少数出資金融機関等の普通株式の額							
特定項目に係る10%基準超過額							
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額							
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額							
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額							
特定項目に係る15%基準超過額							
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額							
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額							
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額							
【略】							

計上されるものを除く。)の額							
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額							
少数出資金融機関等の普通株式の額							
特定項目に係る10%基準超過額							
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額							
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額							
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額							
特定項目に係る15%基準超過額							
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額							
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額							
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額							
【同左】							

普通株式等 Tier 1 資本					
【略】					
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目					
【略】					
その他 Tier 1 資本に係る調整項目					
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等 のその他 Tier 1 資本調達手段の額					
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本 調達手段の額					
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本 調達手段の額					
【略】					
その他 Tier 1 資本					
【略】					
Tier 1 資本					
【略】					
Tier 2 資本に係る基礎項目					
【略】					
Tier 2 資本に係る調整項目					
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等 の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額					
少数出資金融機関等の Tier 2 資本 調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額					

普通株式等 Tier 1 資本					
【同左】					
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目					
【同左】					
その他 Tier 1 資本に係る調整項目					
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段 の額					
意図的に保有している他の金融機関 等 のその他 Tier 1 資本調達手段 の額					
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本 調達手段の額					
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本 調達手段の額					
【同左】					
その他 Tier 1 資本					
【同左】					
Tier 1 資本					
【同左】					
Tier 2 資本に係る基礎項目					
【同左】					
Tier 2 資本に係る調整項目					
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関 等 の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額					
少数出資金融機関等の Tier 2 資本 調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額					

[略]				
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
[略]				
Tier 2 資本				
[略]				
総自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
自己資本比率及び資本バンプナー				
[略]				
調整項目に係る参考事項				
[略]				
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
[略]				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
[略]				

(記載上の注意)

[1 ~ 7 略]

[資本バンプナー比率のうちカウンター・シクリカル・バンプナー比率]

エクスポート・ジヤークの所在国・地域	当期末		前期末	
	カウンター・シクリカル・バンプナーの水準に用いた各国・地域の	適用されるカウンター・シクリカル・バンプナー比率 (%)	カウンター・シクリカル・バンプナーの水準に用いた各国・地域の	適用されるカウンター・シクリカル・バンプナー比率 (%)
	各国・地域の金融当局が定める比率 (%)	適用されるカウンター・シクリカル・バンプナー比率 (%)	各国・地域の金融当局が定める比率 (%)	適用されるカウンター・シクリカル・バンプナー比率 (%)

[同左]				
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額				
[同左]				
Tier 2 資本				
[同左]				
総自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
自己資本比率及び資本バンプナー				
[同左]				
調整項目に係る参考事項				
[同左]				
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
[同左]				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
[同左]				

(記載上の注意)

[1 ~ 7 同左]

[資本バンプナー比率のうちカウンター・シクリカル・バンプナー比率]

エクスポート・ジヤークの所在国・地域	当期末		前期末	
	カウンター・シクリカル・バンプナーの水準に用いた各国・地域の	適用されるカウンター・シクリカル・バンプナー比率 (%)	カウンター・シクリカル・バンプナーの水準に用いた各国・地域の	適用されるカウンター・シクリカル・バンプナー比率 (%)
	各国・地域の金融当局が定める比率 (%)	適用されるカウンター・シクリカル・バンプナー比率 (%)	各国・地域の金融当局が定める比率 (%)	適用されるカウンター・シクリカル・バンプナー比率 (%)

	信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）		一ス	信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）		一ス
[略]						
合計						

(記載上の注意)

[1～4 略]

[判る。]

	信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）		一ス	信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）		一ス
[同左]						
合計						

(記載上の注意)

[1～4 同左]

5 「適用されるカウンター・シクリカル・バツフナー比率 (%)」(経過措置ベース)は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツフナー比率に 100 分の 25 を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツフナー比率に 100 分の 50 を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツフナー比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載)。

6 [同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当期末	前期末
	経過措置による不算	経過措置による不算

(単位：百万円)

項目	当期末	前期末
	経過措置による不算	経過措置による不算

(単位：百万円)

5 [略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

	入額	入額
コア資本に係る基礎項目		
【略】		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するもの額		

	入額	入額
コア資本に係る基礎項目		
【同左】		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するもの額		

うち、モーゲージ・サービシ ング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象 普通株式等に該当するものに 連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシ ング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額				
【略】				
自己資本				
【略】				
リスク・アセット等				
【略】				
自己資本比率				
【略】				

(記載上の注意)
【1～5 略】

【第2～第5 略】

別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

うち、モーゲージ・サービシ ング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象 普通株式等に該当するものに 連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシ ング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額				
【同左】				
自己資本				
【同左】				
リスク・アセット等				
【同左】				
自己資本比率				
【同左】				

(記載上の注意)
【1～5 同左】

【第2～第5 同左】

別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 [年 月 日から]
 株式会社 銀行 年 月 日

金融庁長官 殿
 住所 銀行
 株式会社 銀行
 代表取締役 氏 名 印
 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次
 のとおり報告します。

[第1～第5 略]
 (記載上の注意)
 [1～7 略]

第 1 第 期 [年 月 日から] 事業概況書
 第 1 第 期 [年 月 日から] 事業概況書

14 自己資本比率の状況
 [国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法 (単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[略]				
評価・換算差額等及びその他公表 準備金の額				

第 期 [年 月 日から]
 株式会社 銀行 年 月 日

金融庁長官 殿
 住所 銀行
 株式会社 銀行
 代表取締役 氏 名 印
 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次
 のとおり報告します。

[第1～第5 同左]
 (記載上の注意)
 [1～7 同左]

第 1 第 期 [年 月 日から] 事業概況書
 第 1 第 期 [年 月 日から] 事業概況書

14 自己資本比率の状況
 [国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法 (単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
評価・換算差額等及びその他公表 準備金の額				

普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	うち、のれんに係るものの額				
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
繰延ヘッジ損益の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
前払年金費用の額					
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					
少数出資金融機関等の普通株式の額					
特定項目に係る 10%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					

普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	うち、のれんに係るものの額				
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
繰延ヘッジ損益の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
前払年金費用の額					
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					
少数出資金融機関等の普通株式の額					
特定項目に係る 10%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					

うち、無形固定資産（モーゲー ジ・サブベンツ・ライツに係 るものに限る。）に関連するも のの額				
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る 対象資本等調達手段のうち普通 株式に該当するものに関連する ものの額				
うち、無形固定資産（モーゲー ジ・サブベンツ・ライツに係 るものに限る。）に関連するも のの額				
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額				
普通株式等 Tier 1 資本				
普通株式等 Tier 1 資本				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier 1 資本調達手 段の額				
意図的に保有している他の金融機 関等のその他 Tier 1 資本調達手段 の額				

うち、無形固定資産（モーゲー ジ・サブベンツ・ライツに係 るものに限る。）に関連するも のの額				
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る 対象資本等調達手段のうち普通 株式に該当するものに関連する ものの額				
うち、無形固定資産（モーゲー ジ・サブベンツ・ライツに係 るものに限る。）に関連するも のの額				
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額				
普通株式等 Tier 1 資本				
普通株式等 Tier 1 資本				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier 1 資本調達手 段の額				
意図的に保有している他の金融機 関等のその他 Tier 1 資本調達手段 の額				

少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額					
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額					
その他 Tier 1 資本					
略					
Tier 1 資本					
略					
Tier 2 資本に係る基礎項目					
略					
Tier 2 資本に係る調整項目					
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額					
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額					
略					
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額					
略					
Tier 2 資本					
略					
総自己資本					
略					
リスク・アセット等					

少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額					
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額					
その他 Tier 1 資本					
同左					
同左					
Tier 1 資本					
同左					
Tier 2 資本に係る基礎項目					
同左					
Tier 2 資本に係る調整項目					
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額					
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額					
同左					
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額					
同左					
Tier 2 資本					
同左					
総自己資本					
同左					
リスク・アセット等					

[略]
自己資本比率及び資本バツフター
[略]
調整項目に係る参考事項
[略]
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[略]
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
[略]

(記載上の注意)

[1 ～ 7 略]

[資本バツフター比率のうちカウンター・シクリカル・バツフター比率]

エクスポート ジャー の所在国 ・地域	当期末			前期末		
	カウンター・ シクリカル・ バツフターの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リス ク・アセ ットの 合計額 (百万 円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ツフタ ー比率 (%)	カウンター・ シクリカル・ バツフターの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リス ク・アセ ットの 合計額 (百万 円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ツフタ ー比率 (%)
[略]						
合計						

(記載上の注意)

[1 ～ 4 略]

[割る。]

[同左]
自己資本比率及び資本バツフター
[同左]
調整項目に係る参考事項
[同左]
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[同左]
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
[同左]

(記載上の注意)

[1 ～ 7 同左]

[資本バツフター比率のうちカウンター・シクリカル・バツフター比率]

エクスポート ジャー の所在国 ・地域	当期末			前期末		
	カウンター・ シクリカル・ バツフターの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リス ク・アセ ットの 合計額 (百万 円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ツフタ ー比率 (%)	カウンター・ シクリカル・ バツフターの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リス ク・アセ ットの 合計額 (百万 円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ツフタ ー比率 (%)
[同左]						
合計						

(記載上の注意)

[1 ～ 4 同左]

5 「適用されるカウンター・シクリカル・バツフター比率 (%)」 (経過措

5 [略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[略]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービスング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービスング・ライツに係るもの				

置ベース)」は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツフナー比率に 100 分の 25 を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツフナー比率に 100 分の 50 を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツフナー比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること (小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載)。

6 [同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[同左]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービスング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービスング・ライツに係るもの				

の以外の額									
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額									
適格引当金不足額									
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額									
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額									
前払年金費用の額									
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額									
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額									
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額									
特定項目に係る10%基準超過額									
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額									
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額									
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額									
特定項目に係る15%基準超過額									
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額									

の以外の額									
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額									
適格引当金不足額									
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額									
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額									
前払年金費用の額									
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額									
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額									
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額									
特定項目に係る10%基準超過額									
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額									
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額									
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額									
特定項目に係る15%基準超過額									
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額									

うち、モーゲージ・サービシ ング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額					
【略】					
自己資本					
【略】					
リスク・アセット等					
【略】					
自己資本比率					
【略】					

(記載上の注意)

[1～5 略]

[第2～第5 略]

別紙様式第5号(第18条第3項関係)

(日本産業規格A4)

中間連結業務報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
株式会社
代表取締役 氏 名 印
銀行

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次
のとおり報告します。

目 次

うち、モーゲージ・サービシ ング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額					
【同左】					
自己資本					
【同左】					
リスク・アセット等					
【同左】					
自己資本比率					
【同左】					

(記載上の注意)

[1～5 同左]

[第2～第5 同左]

別紙様式第5号(第18条第3項関係)

(日本産業規格A4)

中間連結業務報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕
株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
株式会社
代表取締役 氏 名 印
銀行

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次
のとおり報告します。

目 次

【第1・第2 略】
 (記載上の注意)
 【1～6 略】

第1 [年 月 日から] 中間事業概況書
 年 月 日まで

【1・2 略】

3 連結自己資本比率の状況

【国際統一基準に係る連結自己資本比率】

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
【略】				
その他の包括利益累計額及びその 他公表準備金の額				
【略】				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サ ービシング・ライツに係るものを除 く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの(のれ ん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・ サービシング・ライツに係るも の以外のものの額				
繰延税金資産 (一時差異に係るも の)				

【第1・第2 同左】
 (記載上の注意)
 【1～6 同左】

第1 [年 月 日から] 中間事業概況書
 年 月 日まで

【1・2 同左】

3 連結自己資本比率の状況

【国際統一基準に係る連結自己資本比率】

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
【同左】				
その他の包括利益累計額及びその 他公表準備金の額				
【同左】				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サ ービシング・ライツに係るものを除 く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの(のれ ん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・ サービシング・ライツに係るも の以外のものの額				
繰延税金資産 (一時差異に係るも の)				

のを除く。)の額							
繰延ヘッジ損益の額							
適格引当金不足額							
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額							
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額							
退職給付に係る資産の額							
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額							
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額							
少数出資金融機関等の普通株式の額							
特定項目に係る10%基準超過額							
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額							
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額							
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額							
特定項目に係る15%基準超過額							
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通							

のを除く。)の額							
繰延ヘッジ損益の額							
適格引当金不足額							
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額							
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額							
退職給付に係る資産の額							
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額							
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額							
少数出資金融機関等の普通株式の額							
特定項目に係る10%基準超過額							
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額							
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額							
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額							
特定項目に係る15%基準超過額							
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通							

株式に該当するものに関連するものの額							
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額							
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額							
【略】							
普通株式等 Tier 1 資本							
【略】							
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目							
【略】							
その他 Tier 1 資本に係る調整項目							
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額							
意図的に保有している他の金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額							
少数出資金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額							
その他金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額							
【略】							
その他 Tier 1 資本							
【略】							
Tier 1 資本							
【略】							
Tier 2 資本に係る基礎項目							

株式に該当するものに関連するものの額							
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額							
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額							
【同左】							
普通株式等 Tier 1 資本							
【同左】							
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目							
【同左】							
その他 Tier 1 資本に係る調整項目							
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額							
意図的に保有している他の金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額							
少数出資金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額							
その他金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額							
【同左】							
その他 Tier 1 資本							
【同左】							
Tier 1 資本							
【同左】							
Tier 2 資本に係る基礎項目							

[略]			
Tier 2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額			
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額			
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額			
[略]			
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額			
[略]			
Tier 2 資本			
[略]			
総自己資本			
[略]			
リスク・アセット等			
[略]			
連結自己資本比率及び資本バツプラー			
[略]			
調整項目に係る参考事項			
[略]			
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
[略]			
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
[略]			

(記載上の注意)

[同左]			
Tier 2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額			
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額			
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額			
[同左]			
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額			
[同左]			
Tier 2 資本			
[同左]			
総自己資本			
[同左]			
リスク・アセット等			
[同左]			
連結自己資本比率及び資本バツプラー			
[同左]			
調整項目に係る参考事項			
[同左]			
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
[同左]			
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
[同左]			

(記載上の注意)

[1～8 略]

[資本バツフナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツフナー比率]

エクスポートの所在国・地域	当中間期末			前期末		
	カウンターの金融当局が定める比率 (%)	適用されるカウンターのバツフナー比率 (%)	適用されるカウンターのバツフナー比率 (経過措置)	カウンターの金融当局が定める比率 (%)	適用されるカウンターのバツフナー比率 (%)	適用されるカウンターのバツフナー比率 (経過措置)
合計						

[略]

(記載上の注意)

[1～4 略]

[判る。]

5 [略]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[表略]

[1～8 同左]

[資本バツフナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツフナー比率]

エクスポートの所在国・地域	当中間期末			前期末		
	カウンターの金融当局が定める比率 (%)	適用されるカウンターのバツフナー比率 (%)	適用されるカウンターのバツフナー比率 (経過措置)	カウンターの金融当局が定める比率 (%)	適用されるカウンターのバツフナー比率 (%)	適用されるカウンターのバツフナー比率 (経過措置)
合計						

[同左]

(記載上の注意)

[1～4 同左]

5 「適用されるカウンター・シクリカル・バツフナー比率 (%)」(経過措置ベース)は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツフナー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツフナー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツフナー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。

6 [同左]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)
[1～3 略]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
【略】				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
【略】				
うち、退職給付に係るものの額				
【略】				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資				

(記載上の注意)
[1～3 同左]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
【同左】				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
【同左】				
【加える。】				
【同左】				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資				

本に相当する額							
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額							
退職給付に係る資産の額							
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額							
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額							
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額							
特定項目に係る10%基準超過額							
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額							
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額							
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額							
特定項目に係る15%基準超過額							
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額							
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額							
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するもの							

本に相当する額							
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額							
退職給付に係る資産の額							
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額							
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額							
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額							
特定項目に係る10%基準超過額							
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額							
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額							
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するもの							
特定項目に係る15%基準超過額							
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額							
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額							
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するもの							

るものの額		✓		✓
[略]				
自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
連結自己資本比率				
[略]				

(記載上の注意)

[1～6 略]

第2 [略]

別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係)

(日本産業規格A4)

連結業務報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住所

株式会社

代表取締役 氏 名 印

日までの業務及び財産の状況を次の

とおり報告します。

目次

年 月 日から 年 月

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

第1

(年 月 日から) 事業概況書
(年 月 日まで)

るものの額		✓		✓
[同左]				
自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
連結自己資本比率				
[同左]				

(記載上の注意)

[1～6 同左]

第2 [同左]

別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係)

(日本産業規格A4)

連結業務報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住所

株式会社

代表取締役 氏 名 印

日までの業務及び財産の状況を次の

とおり報告します。

目次

年 月 日から 年 月

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

第1

(年 月 日から) 事業概況書
(年 月 日まで)

[1・2 略]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[略]				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
[略]				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額				
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				

[1・2 同左]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
[同左]				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額				
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				

負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額									
退職給付に係る資産の額									
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額									
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額									
少数出資金融機関等の普通株式の額									
特定項目に係る10%基準超過額									
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額									
うち、無形固定資産（モーゲー ジ・サービシング・ライツに係 るものに限る。）に関連するも のの額									
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額									
特定項目に係る15%基準超過額									
うち、その他金融機関等に係る 対象資本等調達手段のうち普通 株式に該当するものに関連する ものの額									
うち、無形固定資産（モーゲー ジ・サービシング・ライツに係 るものに限る。）に関連するも のの額									

負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額									
退職給付に係る資産の額									
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額									
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額									
少数出資金融機関等の普通株式の額									
特定項目に係る10%基準超過額									
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額									
うち、無形固定資産（モーゲー ジ・サービシング・ライツに係 るものに限る。）に関連するも のの額									
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額									
特定項目に係る15%基準超過額									
うち、その他金融機関等に係る 対象資本等調達手段のうち普通 株式に該当するものに関連する ものの額									
うち、無形固定資産（モーゲー ジ・サービシング・ライツに係 るものに限る。）に関連するも のの額									

の額									
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額									
普通株式等 Tier 1 資本									
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目									
その他 Tier 1 資本に係る調整項目									
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額									
意図的に保有している他の金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額									
少数出資金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額									
その他金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額									
その他 Tier 1 資本									
Tier 1 資本									
Tier 2 資本に係る基礎項目									
Tier 2 資本に係る調整項目									
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額									
意図的に保有している他の金融機関等その他 Tier 2 資本調達手段及びそ									

の額									
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額									
普通株式等 Tier 1 資本									
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目									
その他 Tier 1 資本に係る調整項目									
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額									
意図的に保有している他の金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額									
少数出資金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額									
その他金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額									
その他 Tier 1 資本									
Tier 1 資本									
Tier 2 資本に係る基礎項目									
Tier 2 資本に係る調整項目									
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額									
意図的に保有している他の金融機関等その他 Tier 2 資本調達手段及びそ									

の他外部 T L A C 関連調達手段の額					
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額					
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額					
Tier 2 資本					
総自己資本					
リスク・アセット等					
連結自己資本比率及び資本バツフナー					
調整項目に係る参考事項					
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
【略】					

(記載上の注意)

【1～8 略】

【資本バツフナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツフナー比率】

エクスポート・ジャーの所在国	当期末		前期末	
	カウンター・シクリ	各国・地域の金融当	カウンター・シクリ	各国・地域の金融当
	適用されるカ	適用されるカ	適用されるカ	適用されるカ
	ウンタ	ウンタ	ウンタ	ウンタ

の他外部 T L A C 関連調達手段の額					
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額					
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額					
Tier 2 資本					
総自己資本					
リスク・アセット等					
連結自己資本比率及び資本バツフナー					
調整項目に係る参考事項					
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
【同左】					

(記載上の注意)

【1～8 同左】

【資本バツフナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツフナー比率】

エクスポート・ジャーの所在国	当期末		前期末	
	カウンター・シクリ	各国・地域の金融当	カウンター・シクリ	各国・地域の金融当
	適用されるカ	適用されるカ	適用されるカ	適用されるカ
	ウンタ	ウンタ	ウンタ	ウンタ

・地域	カル・フ バツフ アの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセッ トの合 計額 (百万 円)	局が定 める比 率 (%)	一・シ カリカ ル・バ ツフア ー比率 (%)	一・シ カリカ ル・バ ツフア ー比率 (%) (経過 措置 一ス)	カル・フ バツフ アの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセッ トの合 計額 (百万 円)	局が定 める比 率 (%)	一・シ カリカ ル・バ ツフア ー比率 (%)	一・シ カリカ ル・バ ツフア ー比率 (%) (経過 措置 一ス)
合計								

〔略〕

(記載上の注意)

〔1～4 略〕

〔割る。〕

5 〔略〕

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

〔表略〕

(記載上の注意)

〔1～3 略〕

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

・地域	カル・フ バツフ アの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセッ トの合 計額 (百万 円)	局が定 める比 率 (%)	一・シ カリカ ル・バ ツフア ー比率 (%)	一・シ カリカ ル・バ ツフア ー比率 (%) (経過 措置 一ス)	カル・フ バツフ アの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセッ トの合 計額 (百万 円)	局が定 める比 率 (%)	一・シ カリカ ル・バ ツフア ー比率 (%)	一・シ カリカ ル・バ ツフア ー比率 (%) (経過 措置 一ス)
合計								

〔同左〕

(記載上の注意)

〔1～4 同左〕

5 「適用されるカウンター・シクリカル・バツフア－比率 (%) (経過措置ベ－ス)」は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツフア－比率に 100 分の 25 を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツフア－比率に 100 分の 50 を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツフア－比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること (小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載)。

6 〔同左〕

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

〔同左〕

(記載上の注意)

〔1～3 同左〕

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
【略】				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
【略】				
うち、退職給付に係るものの額				
【略】				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
【同左】				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
【同左】				
【加える。】				
【同左】				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				

退職給付に係る資産の額					
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービスン グ・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象 普通株式等に該当するものに関 連するものの額					
うち、モーゲージ・サービスン グ・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額					
【略】					
自己資本					
【略】					

退職給付に係る資産の額					
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービスン グ・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象 普通株式等に該当するものに関 連するものの額					
うち、モーゲージ・サービスン グ・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額					
【同左】					
自己資本					
【同左】					

リスク・アセット等
[略]
連結自己資本比率
[略]

(記載上の注意)
[1～6 略]

第2 [略]

別紙様式第11号 (第34条の24第1項関係) (日本産業規格A4)

中間業務報告書
第 期中 (年 月 日から)
銀行持株会社名 年 月 日

金融庁長官 殿

住所 会社名 代表取締役氏名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

[第1・第2 略]
(記載上の注意)
[1～6 略]

第1 第 期中 (年 月 日から) 中間事業概況書

[1～4 略]

5 連結自己資本比率等の状況
[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

リスク・アセット等
[同左]
連結自己資本比率
[同左]

(記載上の注意)
[1～6 同左]

第2 [同左]

別紙様式第11号 (第34条の24第1項関係) (日本産業規格A4)

中間業務報告書
第 期中 (年 月 日から)
銀行持株会社名 年 月 日

金融庁長官 殿

住所 会社名 代表取締役氏名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

[第1・第2 同左]
(記載上の注意)
[1～6 同左]

第1 第 期中 (年 月 日から) 中間事業概況書

[1～4 同左]

5 連結自己資本比率等の状況
[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
【略】				
その他の包括利益累計額及びその 他公表準備金の額				
【略】				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サ ービシング・ライツに係るものを除 く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれ ん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・ サービシング・ライツに係るも の以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るも のを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資 本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価 評価差額であって自己資本に算入 される額				
退職給付に係る資産の額				

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
【同左】				
その他の包括利益累計額及びその 他公表準備金の額				
【同左】				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サ ービシング・ライツに係るものを除 く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれ ん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・ サービシング・ライツに係るも の以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るも のを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資 本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価 評価差額であって自己資本に算入 される額				
退職給付に係る資産の額				

自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					
少数出資金融機関等の普通株式の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					

自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					
少数出資金融機関等の普通株式の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					

〔略〕									
普通株式等 Tier 1 資本									
〔略〕									
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目									
〔略〕									
その他 Tier 1 資本に係る調整項目									
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額									
意図的に保有している他の金融機関等 のその他 Tier 1 資本調達手段の額									
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本 調達手段の額									
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本 調達手段の額									
〔略〕									
その他 Tier 1 資本									
〔略〕									
Tier 1 資本									
〔略〕									
Tier 2 資本に係る基礎項目									
〔略〕									
Tier 2 資本に係る調整項目									
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額									
意図的に保有している他の金融機関等 の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額									
少数出資金融機関等の Tier 2 資本 調達手段及びその他外部 TLAC									

〔同左〕									
普通株式等 Tier 1 資本									
〔同左〕									
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目									
〔同左〕									
その他 Tier 1 資本に係る調整項目									
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段 の額									
意図的に保有している他の金融機関等 のその他 Tier 1 資本調達手段の額									
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本 調達手段の額									
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本 調達手段の額									
〔同左〕									
その他 Tier 1 資本									
〔同左〕									
Tier 1 資本									
〔同左〕									
Tier 2 資本に係る基礎項目									
〔同左〕									
Tier 2 資本に係る調整項目									
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額									
意図的に保有している他の金融機関等 の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額									
少数出資金融機関等の Tier 2 資本 調達手段及びその他外部 TLAC									

[略]	各国・地域の信用リスク・アセットの合計額(百万円)		(経過措置ベース)	各国・地域の信用リスク・アセットの合計額(百万円)		(経過措置ベース)
	合計					

(記載上の注意)

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するパーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

[2～4 略]

[判る。]

5 [略]

[連結自己資本比率の補完的指標である持株レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

[外部TLAC比率]

[表略]

(記載上の注意)

[同左]	各国・地域の信用リスク・アセットの合計額(百万円)		(経過措置ベース)	各国・地域の信用リスク・アセットの合計額(百万円)		(経過措置ベース)
	合計					

(記載上の注意)

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

[2～4 同左]

5 「適用されるカウンター・シクリカル・バッフナー比率 (%)」(経過措置ベース)は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッフナー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッフナー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッフナー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。

6 [同左]

[連結自己資本比率の補完的指標である持株レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[外部TLAC比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1 ・ 2 略]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
[略]				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
[略]				
うち、退職給付に係るものの額				
[略]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額				
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				

[1 ・ 2 同左]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
[同左]				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
[同左]				
[加える。]				
[同左]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額				
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				

負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					

負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					

【略】
自己資本
【略】
リスク・アセット等
【略】
連結自己資本比率
【略】

(記載上の注意)
【1～6 略】

第2 【略】

別紙様式第12号 (第34条の24第2項関係) (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)
銀 行 持 株 会 社 名
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会 社 名
代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

【第1・第2 略】
(記載上の注意)
【1～6 略】

第1 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 事業概況書

【1～7 略】

【同左】
自己資本
【同左】
リスク・アセット等
【同左】
連結自己資本比率
【同左】

(記載上の注意)
【1～6 同左】

第2 【同左】

別紙様式第12号 (第34条の24第2項関係) (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)
銀 行 持 株 会 社 名
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会 社 名
代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

【第1・第2 同左】
(記載上の注意)
【1～6 同左】

第1 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 事業概況書

【1～7 同左】

8 連結自己資本比率等の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[略]				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
[略]				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額				
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価				

8 連結自己資本比率等の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
[同左]				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額				
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価				

評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					
少数出資金融機関等の普通株式の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					

評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					
少数出資金融機関等の普通株式の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					

うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
【略】					
普通株式等 Tier 1 資本					
【略】					
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目					
【略】					
その他 Tier 1 資本に係る調整項目					
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額					
少数出資金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額					
その他金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額					
【略】					
その他 Tier 1 資本					
【略】					
Tier 1 資本					
【略】					
Tier 2 資本に係る基礎項目					
【略】					
Tier 2 資本に係る調整項目					
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等 Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の					

うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
【同左】					
普通株式等 Tier 1 資本					
【同左】					
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目					
【同左】					
その他 Tier 1 資本に係る調整項目					
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額					
少数出資金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額					
その他金融機関等その他 Tier 1 資本調達手段の額					
【同左】					
その他 Tier 1 資本					
【同左】					
Tier 1 資本					
【同左】					
Tier 2 資本に係る基礎項目					
【同左】					
Tier 2 資本に係る調整項目					
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等 Tier 2 資本調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の					

額									
少数出資金融機関等の Tier 2 資本 調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額									
[略]									
その他金融機関等の Tier 2 資本調 達手段及びその他外部 T L A C 関 連調達手段の額									
[略]									
Tier 2 資本									
[略]									
総自己資本									
[略]									
リスク・アセット等									
[略]									
連結自己資本比率及び資本バツプラー									
[略]									
調整項目に係る参考事項									
[略]									
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項									
[略]									
資本調達手段に係る経過措置に関する事項									
[略]									

(記載上の注意)

[1 ~ 8 略]

[資本バツプラー比率のうちカウンター・シクリカル・バツプラー比率]

エクスポー ジヤーの所在国 ・地域	当期末			前期末		
	カウン ター・ シクリ カル・ バツプ ラー	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ	カウン ター・ シクリ カル・ バツプ ラー	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ

額									
少数出資金融機関等の Tier 2 資本 調達手段及びその他外部 T L A C 関連調達手段の額									
[同左]									
その他金融機関等の Tier 2 資本調 達手段及びその他外部 T L A C 関 連調達手段の額									
[同左]									
Tier 2 資本									
[同左]									
総自己資本									
[同左]									
リスク・アセット等									
[同左]									
連結自己資本比率及び資本バツプラー									
[同左]									
調整項目に係る参考事項									
[同左]									
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項									
[同左]									
資本調達手段に係る経過措置に関する事項									
[同左]									

(記載上の注意)

[1 ~ 8 同左]

[資本バツプラー比率のうちカウンター・シクリカル・バツプラー比率]

エクスポー ジヤーの所在国 ・地域	当期末			前期末		
	カウン ター・ シクリ カル・ バツプ ラー	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ	カウン ター・ シクリ カル・ バツプ ラー	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ

【略】	水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの合計額（百万円）	率（%）	ル・バツアツ比率（%）	ル・バツアツ比率（%） （経過措置ベース）	水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの合計額（百万円）	率（%）	ル・バツアツ比率（%）	ル・バツアツ比率（%） （経過措置ベース）
合計								

（記載上の注意）

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するパーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

【2～4 略】

【割る。】

5 【略】

〔連結自己資本比率の補完的指標である持株レバレッジ比率〕

〔表略〕

（記載上の注意）

【1～3 略】

【同左】	水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの合計額（百万円）	率（%）	ル・バツアツ比率（%）	ル・バツアツ比率（%） （経過措置ベース）	水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの合計額（百万円）	率（%）	ル・バツアツ比率（%）	ル・バツアツ比率（%） （経過措置ベース）
合計								

（記載上の注意）

1 本表は、海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

【2～4 同左】

5 「適用されるカウンター・シクリカル・バツアツアツ比率（%）（経過措置ベース）」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツアツアツ比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツアツアツ比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツアツアツ比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載）。

6 【同左】

〔連結自己資本比率の補完的指標である持株レバレッジ比率〕

〔同左〕

（記載上の注意）

【1～3 同左】

〔外部T L A C比率〕

〔表略〕

(記載上の注意)

〔1・2 略〕

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
〔略〕				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
〔略〕				
うち、退職給付に係るものの額				
〔略〕				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額				

〔外部T L A C比率〕

〔同左〕

(記載上の注意)

〔1・2 同左〕

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
〔同左〕				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
〔同左〕				
〔加える。〕				
〔同左〕				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額				

適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービスン グ・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象 普通株式等に該当するものに関 連するものの額					
うち、モーゲージ・サービスン グ・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額					

適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービスン グ・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象 普通株式等に該当するものに関 連するものの額					
うち、モーゲージ・サービスン グ・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額					

うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
【略】				
自己資本				
【略】				
リスク・アセット等				
【略】				
連結自己資本比率				
【略】				

(記載上の注意)

[1～6 略]

第2 【略】

別紙様式第21号 (第34条の64の21第1項関係) (日本産業規格A4)

電子決済等代行業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

主たる事務所の所在地
名称
氏名 印

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 法第52条の61の3第1項の規定による登録申請書又は法第52条の61の6第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
【同左】				
自己資本				
【同左】				
リスク・アセット等				
【同左】				
連結自己資本比率				
【同左】				

(記載上の注意)

[1～6 同左]

第2 【同左】

別紙様式第21号 (第34条の64の21第1項関係) (日本産業規格A4)

電子決済等代行業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

主たる事務所の所在地
名称
氏名 印

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[加える。]

[1～8 略]

別紙様式第 22 号 (第 34 条の 64 の 21 第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

電子決済等代行業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

年 月 日

主たる営業所

又は事務所の

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 法第 52 条の 61 の 3 第 1 項の規定による登録申請書又は法第 52 条の 61 の 6 第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

[1～8 略]

別紙様式第 23 号 (第 34 条の 64 の 21 第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

財産に関する調書 (年 月 日現在)

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名称

氏名

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

[1～8 同左]

別紙様式第 22 号 (第 34 条の 64 の 21 第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

電子決済等代行業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

年 月 日

主たる営業所

又は事務所の

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[加える。]

[1～8 同左]

別紙様式第 23 号 (第 34 条の 64 の 21 第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

財産に関する調書 (年 月 日現在)

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名称

氏名

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

<p><u>2</u> 法第 52 条の 61 の 3 第 1 項の規定による登録申請書又は法第 52 条の 61 の 6 第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</p> <p><u>3</u>～<u>8</u> [略]</p>	<p>[加える。]</p> <p><u>2</u>～<u>7</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記号は社記やぬ。</p>	

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第二条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(計算関係書類の監事監査報告の内容)</p> <p>第二十九条 監事(特定金庫(法第三十八条の二第三項に規定する特定金庫をいう。以下同じ。))の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 計算関係書類(剰余金処分案又は損失処理案を除く。第三十一条第二項第二号並びに第三十七条第一号及び第三号において同じ。)が当該金庫の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</p> <p>三 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見</p> <p>四〇六 [略]</p> <p>2 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>(特定金庫における計算関係書類の監査)</p> <p>第三十一条 [略]</p>	<p>(計算関係書類の監事監査報告の内容)</p> <p>第二十九条 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 計算関係書類が当該金庫の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>三〇五 [同上]</p> <p>2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>(特定金庫における計算関係書類の監査)</p> <p>第三十一条 [同上]</p>

2 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 「略」

二 計算関係書類が当該特定金庫の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあつては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）

イ 「略」

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由

ハ 「略」

三 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見

四 前二号の意見がないときは、その旨及びその理由

五 継続企業の前提（当該金庫が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいう。第百三十二条第一項第七号において同じ。）に関する注記に係る事項

六・七 「略」

2 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

ハ 「同上」

「号を加える。」

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由
「号を加える。」

四・五 「同上」

3 前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。
〔号を削る。〕

一〇三 〔略〕

4 〔略〕

3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。
一 継続企業の前提（当該金庫が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。第百三十二条第一項第七号において同じ。）に関する注記に係る事項

二〇四 〔同上〕

4 〔同上〕

別紙様式第13号 (第131条第1項関係) (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(信用金庫名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用金庫名)

(理 事 長 氏名 印)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次

頁

[第1～第5 略]
(記載上の注意)

[1.～5. 略]

第 1 事 業 概 況 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

[1.～14. 略]

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置	置によ	経過措置	置によ

別紙様式第13号 (第131条第1項関係) (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(信用金庫名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用金庫名)

(理 事 長 氏名 印)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次

頁

[第1～第5 同左]
(記載上の注意)

[1.～5. 同左]

第 1 事 業 概 況 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

[1.～14. 同左]

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置	置によ	経過措置	置によ

	る不 算 入 額	る不 算 入 額
コア資本に係る基礎項目		
【略】		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービ シズ・ライツに係るものを除く。） の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービシズ・ライツに係るもの 以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るもの を除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資 本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価 評価差額であって自己資本に算入 される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に 計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機 関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出 資等の額		
信用金庫連合会の対象普通出資等 の額		
特定項目に係る10%基準超過額		

	る不 算 入 額	る不 算 入 額
コア資本に係る基礎項目		
【同左】		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービ シズ・ライツに係るものを除く。） の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービシズ・ライツに係るもの 以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るもの を除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資 本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価 評価差額であって自己資本に算入 される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に 計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機 関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出 資等の額		
信用金庫連合会の対象普通出資等 の額		
特定項目に係る10%基準超過額		

うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
【略】				
自己資本				
【略】				
リスク・アセット等				
【略】				
自己資本比率				
【略】				

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 略]

[第2～第5 略]

うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
【同左】				
自己資本				
【同左】				
リスク・アセット等				
【同左】				
自己資本比率				
【同左】				

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 同左]

[第2～第5 同左]

別紙様式第 13 号の 2 (第 131 条第 2 項関係)

(日本産業規格 A 4)

連結業務報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

(信用金庫名)

(所在地)

年 月 日

殿

(信用金庫名)

(理事 長 氏名 印)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目 次

頁

[第 1・第 2 略]

(記載上の注意)

[1.～4. 略]

第 1 (年 月 日から) 事業概況書
(年 月 日まで)

[1.・2. 略]

3. 連結自己資本比率の状況

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額

別紙様式第 13 号の 2 (第 131 条第 2 項関係)

(日本産業規格 A 4)

連結業務報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

(信用金庫名)

(所在地)

年 月 日

殿

(信用金庫名)

(理事 長 氏名 印)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目 次

頁

[第 1・第 2 同左]

(記載上の注意)

[1.～4. 同左]

第 1 (年 月 日から) 事業概況書
(年 月 日まで)

[1.・2. 同左]

3. 連結自己資本比率の状況

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額

コア資本に係る基礎項目			
[略]			
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換金差額等			
[略]			
うち、退職給付に係るものの額			
[略]			
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額			
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額			
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
退職給付に係る資産の額			
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の対象普通出資			

コア資本に係る基礎項目			
[同左]			
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換金差額等			
[同左]			
[加える。]			
[同左]			
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額			
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額			
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
退職給付に係る資産の額			
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の対象普通出資			

等の額					
信用金庫連合会の対象普通出資等の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
【略】					
自己資本					
【略】					
リスク・アセット等					
【略】					
連結自己資本比率					
【略】					

等の額					
信用金庫連合会の対象普通出資等の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
【同左】					
自己資本					
【同左】					
リスク・アセット等					
【同左】					
連結自己資本比率					
【同左】					

(記載上の注意)

[1. ～3. 略]

第2 [略]

別紙様式第14号(第131条第1項関係) (日本産業規格A4)

業務報告書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(信用金庫連合会名)

(所在地)

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

(理事 長 氏名 印)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業務報告書
目次

頁

[第1～第6 略]

(記載上の注意)

[1. ～5. 略]

第1事業概況書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

[1. ～15. 略]

16. 単体自己資本比率

当期末現在

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

(記載上の注意)

[1. ～3. 同左]

第2 [同左]

別紙様式第14号(第131条第1項関係) (日本産業規格A4)

業務報告書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(信用金庫連合会名)

(所在地)

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

(理事 長 氏名 印)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業務報告書
目次

頁

[第1～第6 同左]

(記載上の注意)

[1. ～5. 同左]

第1事業概況書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

[1. ～15. 同左]

16. 単体自己資本比率

当期末現在

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目				
[略]				
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く。) の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービシング・ライツに係るもの以 外のものの額				
繰延税金資産 (一時差異に係るもの を除く。) の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本 に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評 価差額であって自己資本に算入され る額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資 (純資産の部に計 上されるものを除く。) の額				
意図的に保有している他の金融機関				

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く。) の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービシング・ライツに係るもの以 外のものの額				
繰延税金資産 (一時差異に係るもの を除く。) の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本 に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評 価差額であって自己資本に算入され る額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資 (純資産の部に計 上されるものを除く。) の額				
意図的に保有している他の金融機関				

等の普通出資の額					
少数出資金融機関等の普通出資の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産(モーゲージ・サーペンディング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産(モーゲージ・サーペンディング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					
【略】					
普通出資等 Tier1 資本					
【略】					
その他 Tier1 資本に係る基礎項目					
【略】					
その他 Tier1 資本に係る調整項目					

等の普通出資の額					
少数出資金融機関等の普通出資の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産(モーゲージ・サーペンディング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産(モーゲージ・サーペンディング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					
【同左】					
普通出資等 Tier1 資本					
【同左】					
その他 Tier1 資本に係る基礎項目					
【同左】					
その他 Tier1 資本に係る調整項目					

自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等 のその他 Tier1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本 調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier1 資本 調達手段の額				
その他 Tier1 資本				
【略】				
Tier1 資本				
【略】				
Tier2 資本に係る基礎項目				
【略】				
Tier2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関 等の Tier2 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier2 資本調 達手段及びその他外部 TLAC 関連調 達手段の額				
その他金融機関等の Tier2 資本調達 手段及びその他外部 TLAC 関連調達 手段の額				
【略】				
Tier2 資本				
【略】				
総自己資本				
【略】				

自己保有その他 Tier1 資本調達手段 の額				
意図的に保有している他の金融機関 等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本 調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier1 資本 調達手段の額				
【同左】				
その他 Tier1 資本				
【同左】				
Tier1 資本				
【同左】				
Tier2 資本に係る基礎項目				
【同左】				
Tier2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関 等の Tier2 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier2 資本調 達手段及びその他外部 TLAC 関連調 達手段の額				
その他金融機関等の Tier2 資本調達 手段及びその他外部 TLAC 関連調達 手段の額				
【同左】				
Tier2 資本				
【同左】				
総自己資本				
【同左】				

[略]

合計									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

- [1. ～ 4. 略]
[判る。]

5. [略] [単位：百万円]
[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

1. [略]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
[略]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービス)				

[同左]

合計									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

- [1. ～ 4. 同左]

5. 「適用されるカウンター・シクリカル・バツプラー比率(%) (経過措置ベース)」は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてカウンター・シクリカル・バツプラー比率に 100 分の 25 を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツプラー比率に 100 分の 50 を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツプラー比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること (小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載)。

6. [同左] [単位：百万円]
[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

1. [同左]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
[同左]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービス)				

シンズ・ライツに係るものを除く。） の額の合計額							
うち、のれんに係るものの額							
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービシズ・ライツに係るもの 以外の額							
繰延税金資産（一時差異に係るもの を除く。）の額							
適格引当金不足額							
証券化取引に伴い増加した自己資本 に相当する額							
負債の時価評価により生じた時価評 価差額であって自己資本に算入され る額							
前払年金費用の額							
自己保有普通出資等（純資産の部に 計上されるものを除く。）の額							
意図的に保有している他の金融機関 等の対象資本調達手段の額							
少数出資金融機関等の対象普通出資 等の額							
【略】							
特定項目に係る10%基準超過額							
うち、その他金融機関等の対象普 通出資等に該当するものに関連 するものの額							
うち、モーゲージ・サービシズ・ ライツに係る無形固定資産に関 連するものの額							
うち、繰延税金資産（一時差異に							

シンズ・ライツに係るものを除く。） の額の合計額							
うち、のれんに係るものの額							
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービシズ・ライツに係るもの 以外の額							
繰延税金資産（一時差異に係るもの を除く。）の額							
適格引当金不足額							
証券化取引に伴い増加した自己資本 に相当する額							
負債の時価評価により生じた時価評 価差額であって自己資本に算入され る額							
前払年金費用の額							
自己保有普通出資等（純資産の部に 計上されるものを除く。）の額							
意図的に保有している他の金融機関 等の対象資本調達手段の額							
少数出資金融機関等の対象普通出資 等の額							
【同左】							
特定項目に係る10%基準超過額							
うち、その他金融機関等の対象普 通出資等に該当するものに関連 するものの額							
うち、モーゲージ・サービシズ・ ライツに係る無形固定資産に関 連するものの額							
うち、繰延税金資産（一時差異に							

係るものに限る。) に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額					
[略]					
自己資本					
[略]					
リース・アセット等					
[略]					
自己資本比率					
[略]					

(記載上の注意)

[1. ~ 3. 略]

[第2~第6 略]

別紙様式第14号の2(第131条第2項関係)

(日本産業規格A4)

連結業務報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

(信用金庫連合会名)

(所在地)

係るものに限る。) に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額					
[同左]					
自己資本					
[同左]					
リース・アセット等					
[同左]					
自己資本比率					
[同左]					

(記載上の注意)

[1. ~ 3. 同左]

[第2~第6 同左]

別紙様式第14号の2(第131条第2項関係)

(日本産業規格A4)

連結業務報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

(信用金庫連合会名)

(所在地)

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

(理事 長 氏名 印)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目 次

頁

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1.～4. 略]

第1 (年 月 日から 年 月 日まで) 事業概況書

[1.・2. 略]

3. 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目				
[略]				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
[略]				

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

(理事 長 氏名 印)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目 次

頁

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1.～4. 同左]

第1 (年 月 日から 年 月 日まで) 事業概況書

[1.・2. 同左]

3. 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
[同左]				

普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービ スング・ライツに係るものを除く。） の額の合計額	うち、のれんに係るもの（のれん 相当差額を含む。）の額				
	うち、のれん及びモーゲージ・サ ービスング・ライツに係るもの 以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るもの を除く。）の額					
繰延ヘッジ損益の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本 に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評 価差額であって自己資本に算入され る額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通出資（純資産の部に計 上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関 等の普通出資の額					
少数出資金融機関等の普通出資の額					
特定項目に係る 10%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対 象資本等調達手段のうち普通出 資に該当するものに関連するも のの額					
うち、無形固定資産（モーゲージ・					

普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービ スング・ライツに係るものを除く。） の額の合計額	うち、のれんに係るもの（のれん 相当差額を含む。）の額				
	うち、のれん及びモーゲージ・サ ービスング・ライツに係るもの 以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るもの を除く。）の額					
繰延ヘッジ損益の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本 に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評 価差額であって自己資本に算入され る額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通出資（純資産の部に計 上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関 等の普通出資の額					
少数出資金融機関等の普通出資の額					
特定項目に係る 10%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対 象資本等調達手段のうち普通出 資に該当するものに関連するも のの額					
うち、無形固定資産（モーゲージ・					

カーペンディング・ライツに係るものに限る。) に関連するものの額					
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産(モータージ・カーペンディング・ライツに係るものに限る。) に関連するものの額					
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額					
普通出資等 Tier1 資本					
【略】					
その他 Tier1 資本に係る基礎項目					
【略】					
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等その他 Tier1 資本調達手段の額					
少数出資金融機関等その他 Tier1 資本調達手段の額					
その他金融機関等その他 Tier1 資本調達手段の額					

カーペンディング・ライツに係るものに限る。) に関連するものの額					
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産(モータージ・カーペンディング・ライツに係るものに限る。) に関連するものの額					
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額					
普通出資等 Tier1 資本					
【同左】					
その他 Tier1 資本に係る基礎項目					
【同左】					
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等その他 Tier1 資本調達手段の額					
少数出資金融機関等その他 Tier1 資本調達手段の額					
その他金融機関等その他 Tier1 資本調達手段の額					

[略]				
その他 Tier1 資本				
[略]				
Tier1 資本				
[略]				
Tier2 資本に係る基礎項目				
[略]				
Tier2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
[略]				
Tier2 資本				
[略]				
総自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
連結自己資本比率及び資本バンプナー				
[略]				
調整項目に係る参考事項				
[略]				
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
[略]				

[同左]				
その他 Tier1 資本				
[同左]				
Tier1 資本				
[同左]				
Tier2 資本に係る基礎項目				
[同左]				
Tier2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
[同左]				
Tier2 資本				
[同左]				
総自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
連結自己資本比率及び資本バンプナー				
[同左]				
調整項目に係る参考事項				
[同左]				
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
[同左]				

資本調達手段に係る経過措置に関する事項

【略】

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 略]

【資本バツフター比率のうちカウンター・シクリカル・バツフター比率】

	当期末			前期末		
	適用されるカウンター・シクリカル・バツフター比率	適用されるカウンター・シクリカル・バツフター比率	(経過措置ベース)	適用されるカウンター・シクリカル・バツフター比率	適用されるカウンター・シクリカル・バツフター比率	(経過措置ベース)
エクスピエーションの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バツフターの水準の計算に用いた	各国・地域の金融当局が定める比率	カウンター・シクリカル・バツフター比率	カウンター・シクリカル・バツフターの水準の計算に用いた	各国・地域の金融当局が定める比率	カウンター・シクリカル・バツフター比率
合計	金額(百万円)			金額(百万円)		

(記載上の注意)

[1. ～ 4. 略]

【削る。】

資本調達手段に係る経過措置に関する事項

【同左】

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 同左]

【資本バツフター比率のうちカウンター・シクリカル・バツフター比率】

	当期末			前期末		
	適用されるカウンター・シクリカル・バツフター比率	適用されるカウンター・シクリカル・バツフター比率	(経過措置ベース)	適用されるカウンター・シクリカル・バツフター比率	適用されるカウンター・シクリカル・バツフター比率	(経過措置ベース)
エクスピエーションの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バツフターの水準の計算に用いた	各国・地域の金融当局が定める比率	カウンター・シクリカル・バツフター比率	カウンター・シクリカル・バツフターの水準の計算に用いた	各国・地域の金融当局が定める比率	カウンター・シクリカル・バツフター比率
合計	金額(百万円)			金額(百万円)		

(記載上の注意)

[1. ～ 4. 同左]

5. 「適用されるカウンター・シクリカル・バツフター比率(%) (経過措置ベース)」は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間において

はカウンター・シクリカル・バツフター比率に 100 分の 25 を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間において

5. [略]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

1. [略]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法 []

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
[略]				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等				
[略]				
うち、退職給付に係るものの額				
[略]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの (のれん				

てはカウンター・シクリカル・バッファ率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること (小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。

6. [同左]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

1. [同左]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法 []

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
[同左]				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等				
[同左]				
[加える。]				
[同左]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの (のれん				

相当差額を含む。)の額					
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額					
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額					
【略】					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					

相当差額を含む。)の額					
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額					
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額					
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額					
【同左】					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					

特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービス・クレジットに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
自己資本				
リース・アセット等				
連結自己資本比率				
【略】				

(記載上の注意)

[1. ~ 3. 略]

第2 【略】

別紙様式第15号 (第131条第1項関係) (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から)
(年 月 日まで)

(信用金庫連合会名)
(所在地)

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービス・クレジットに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
自己資本				
リース・アセット等				
連結自己資本比率				
【同左】				

(記載上の注意)

[1. ~ 3. 同左]

第2 【同左】

別紙様式第15号 (第131条第1項関係) (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から)
(年 月 日まで)

(信用金庫連合会名)
(所在地)

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

(理 事 長 氏 名 印)
 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業 務 報 告 書
 目 次

頁

[第1～第6 略]
 (記載上の注意)
 [1.～5. 略]

第 1 事 業 概 況 書

第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)

[1.～16. 略]

17. 単体自己資本比率

当期末現在

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目				
[略]				
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				

(理 事 長 氏 名 印)
 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業 務 報 告 書
 目 次

頁

[第1～第6 同左]
 (記載上の注意)
 [1.～5. 同左]

第 1 事 業 概 況 書

第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)

[1.～16. 同左]

17. 単体自己資本比率

当期末現在

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				

うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービシング・ライツに係るもの 以外ものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るもの を除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本 に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評 価差額であって自己資本に算入され る額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資（純資産の部に計 上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関 等の普通出資の額				
少数出資金金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対 象資本等調達手段のうち普通出 資に該当するものに関連するも のの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・ サービシング・ライツに係るもの に限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に 係るものに限る。）に関連するも のの額				

うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービシング・ライツに係るもの 以外ものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るもの を除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本 に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評 価差額であって自己資本に算入され る額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資（純資産の部に計 上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関 等の普通出資の額				
少数出資金金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対 象資本等調達手段のうち普通出 資に該当するものに関連するも のの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・ サービシング・ライツに係るもの に限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に 係るものに限る。）に関連するも のの額				

特定項目に係る 15%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産(モーゲージ・サブプライム・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					
[略]					
普通出資等 Tier1 資本					
[略]					
その他 Tier1 資本に係る基礎項目					
[略]					
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等その他 Tier1 資本調達手段の額					
少数出資金融機関等その他 Tier1 資本調達手段の額					
その他金融機関等その他 Tier1 資本調達手段の額					
[略]					
その他 Tier1 資本					
[略]					
Tier1 資本					
[略]					

特定項目に係る 15%基準超過額					
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額					
うち、無形固定資産(モーゲージ・サブプライム・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					
[同左]					
普通出資等 Tier1 資本					
[同左]					
その他 Tier1 資本に係る基礎項目					
[同左]					
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額					
意図的に保有している他の金融機関等その他 Tier1 資本調達手段の額					
少数出資金融機関等その他 Tier1 資本調達手段の額					
その他金融機関等その他 Tier1 資本調達手段の額					
[同左]					
その他 Tier1 資本					
[同左]					
Tier1 資本					
[同左]					

Tier2 資本に係る基礎項目				
[略]				
Tier2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
[略]				
Tier2 資本				
[略]				
総自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
自己資本比率及び資本バツプラー				
[略]				
調整項目に係る参考事項				
[略]				
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
[略]				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
[略]				

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 略]

[資本バツプラー比率のうちカウンター・シクリカル・バツプラー比率]

Tier2 資本に係る基礎項目				
[同左]				
Tier2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
[同左]				
Tier2 資本				
[同左]				
総自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
自己資本比率及び資本バツプラー				
[同左]				
調整項目に係る参考事項				
[同左]				
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
[同左]				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
[同左]				

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 同左]

[資本バツプラー比率のうちカウンター・シクリカル・バツプラー比率]

5. [略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

1. [略]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
[略]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入され				

6. [同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

1. [同左]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
[同左]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入され				

額					
前払年金費用の額					
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額					
【略】					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
【略】					

額					
前払年金費用の額					
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額					
【同左】					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
【同左】					

自己資本	自己資本
[略]	[同左]
リスク・アセット等	リスク・アセット等
[略]	[同左]
自己資本比率	自己資本比率
[略]	[同左]
(記載上の注意)	(記載上の注意)
[1. ～ 3. 略]	[1. ～ 3. 同左]
[第2～第6 略]	[第2～第6 同左]
備考 表中の「」の記載は注記による。	

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(計算関係書類の監事監査報告の内容)</p> <p>第二十三条 監事(特定信用協同組合等(法第五条の八第三項に規定する特定信用協同組合等をいう。以下同じ。))の監事を除く。以下の条及び次条において同じ。)は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならぬ。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 計算関係書類(剰余金処分案又は損失処理案を除く。第二十五条第二項第二号並びに第三十一条第一号及び第三号において同じ。)が当該信用協同組合等の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</p> <p>三 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見</p> <p>四〇六 「略」</p> <p>2 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>(特定信用協同組合等における計算関係書類の監査)</p>	<p>(計算関係書類の監事監査報告の内容)</p> <p>第二十三条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 計算関係書類が当該信用協同組合等の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</p> <p>「号を加える。」</p> <p>三〇五 「同上」</p> <p>2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>(特定信用協同組合等における計算関係書類の監査)</p>

第二十五条 「略」

2 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 「略」

二 計算関係書類が当該特定信用協同組合等の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）

イ 「略」

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由

ハ 「略」

三 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見

四 前二号の意見がないときは、その旨及びその理由

五 継続企業の前提（当該信用協同組合等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。第六十九条第一項第七号において同じ。）に関する注記に係る事項

第二十五条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

ハ 「同上」

「号を加える。」

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由
「号を加える。」

六・七 「略」

3 前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。
「号を削る。」

一〇三 「略」

4 「略」

四・五 「同上」

3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。
一 継続企業の前提（当該信用協同組合等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。第六十九条第一項第七号において同じ。）に関する注記に係る事項

二〇四 「同上」

4 「同上」

別紙様式第9号 (第68条第1項関係) (日本産業規格A4)

業務報告書
第 期 ()
年 月 日から
年 月 日まで

(信用組合名)
(所在地)
年 月 日

殿

(信用組合名)
(理事(組合)長 氏名 (印))

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告します。

業務報告書
目次

頁

[第1～第5 略]
(記載上の注意)

[1.～5. 略]

第 1 事業概況書

第 期 ()
年 月 日から
年 月 日まで

[1.～14. 略]

15. 単体自己資本比率
当期末現在

信用リスク・アセット算出手法 (単位：千円)

項目	前期末	当期末
	経過措置による不	経過措置による不

別紙様式第9号 (第68条第1項関係) (日本産業規格A4)

業務報告書
第 期 ()
年 月 日から
年 月 日まで

(信用組合名)
(所在地)
年 月 日

殿

(信用組合名)
(理事(組合)長 氏名 (印))

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告します。

業務報告書
目次

頁

[第1～第5 同左]
(記載上の注意)

[1.～5. 同左]

第 1 事業概況書

第 期 ()
年 月 日から
年 月 日まで

[1.～14. 同左]

15. 単体自己資本比率
当期末現在

信用リスク・アセット算出手法 (単位：千円)

項目	前期末	当期末
	経過措置による不	経過措置による不

	算入額	算入額
コア資本に係る基礎項目		
【略】		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額		
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するも		

	算入額	算入額
コア資本に係る基礎項目		
【同左】		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額		
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するも		

の額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
【略】				
自己資本				
【略】				
リスク・アセット等				
【略】				
自己資本比率				
【略】				

(記載上の注意)

[1. ～3. 略]

[第2～第5 略]

別紙様式第9号の2 (第68条第2項関係)

(日本産業規格A4)

連結業務報告書
 () 年 月 日から
 () 年 月 日まで

の額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
【同左】				
自己資本				
【同左】				
リスク・アセット等				
【同左】				
自己資本比率				
【同左】				

(記載上の注意)

[1. ～3. 同左]

[第2～第5 同左]

別紙様式第9号の2 (第68条第2項関係)

(日本産業規格A4)

連結業務報告書
 () 年 月 日から
 () 年 月 日まで

(信用組合名) _____
 (所在地) _____

年 月 日

殿

(信用組合名)
 (理事(組合)長) 氏名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を

次のとおり報告します。

連結業務報告書
 目 次

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1.～4. 略]

第1 (年 月 日から) 事業概況書
 年 月 日まで

[1.・2. 略]

3. 連結自己資本比率の状況

[連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法 _____

(単位：百万円)

項目	前期末		当期末	
	経過措置 による不 算入額		経過措置 による不 算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[略]				
コア資本に算入されるその他の包括 利益累計額又は評価・換算差額等				
[略]				

(信用組合名) _____
 (所在地) _____

年 月 日

殿

(信用組合名)
 (理事(組合)長) 氏名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を

次のとおり報告します。

連結業務報告書
 目 次

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1.～4. 同左]

第1 (年 月 日から) 事業概況書
 年 月 日まで

[1.・2. 同左]

3. 連結自己資本比率の状況

[連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法 _____

(単位：百万円)

項目	前期末		当期末	
	経過措置 による不 算入額		経過措置 による不 算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[同左]				
コア資本に算入されるその他の包括 利益累計額又は評価・換算差額等				
[同左]				

	うち、退職給付に係るものの額				
	[略]				
	コア資本に係る調整項目				
	無形固定資産（モーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く。） の額の合計額				
	うち、のれんに係るもの（のれん 相当差額を含む。）の額				
	うち、のれん及びモーゲージ・サ ービシング・ライツに係るもの 以外の額				
	繰延税金資産（一時差異に係るもの を除く。）の額				
	適格引当金不足額				
	証券化取引に伴い増加した自己資本 に相当する額				
	負債の時価評価により生じた時価評 価差額であって自己資本に算入され る額				
	退職給付に係る資産の額				
	自己保有普通出資等（純資産の部に 計上されるものを除く。）の額				
	意図的に保有している他の金融機関 等の対象資本調達手段の額				
	少数出資金融機関等の対象普通出資 等の額				
	信用協同組合連合会の対象普通出資 等の額				
	特定項目に係る10%基準超過額				
	うち、その他金融機関等の対象普				

	[加える。]				
	[同左]				
	コア資本に係る調整項目				
	無形固定資産（モーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く。） の額の合計額				
	うち、のれんに係るもの（のれん 相当差額を含む。）の額				
	うち、のれん及びモーゲージ・サ ービシング・ライツに係るもの 以外の額				
	繰延税金資産（一時差異に係るもの を除く。）の額				
	適格引当金不足額				
	証券化取引に伴い増加した自己資本 に相当する額				
	負債の時価評価により生じた時価評 価差額であって自己資本に算入され る額				
	退職給付に係る資産の額				
	自己保有普通出資等（純資産の部に 計上されるものを除く。）の額				
	意図的に保有している他の金融機関 等の対象資本調達手段の額				
	少数出資金融機関等の対象普通出資 等の額				
	信用協同組合連合会の対象普通出資 等の額				
	特定項目に係る10%基準超過額				
	うち、その他金融機関等の対象普				

通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
【略】				
自己資本				
【略】				
リースク・アセット等				
【略】				
連結自己資本比率				
【略】				

(記載上の注意)

[1.～3. 略]

第2 【略】

別紙様式第10号(第68条第1項関係)

(日本産業規格A4)

通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
【同左】				
自己資本				
【同左】				
リースク・アセット等				
【同左】				
連結自己資本比率				
【同左】				

(記載上の注意)

[1.～3. 同左]

第2 【同左】

別紙様式第10号(第68条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業務報告書
第 期 (年 月 日から)
 (年 月 日まで)

(信用協同組合連合会名) _____
(所在地) _____ 年 月 日

殿
(信用協同組合連合会名)
(理事長) 氏名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のと

おり報告します。

業務報告書
目次

頁

[第1～第6 略]
(記載上の注意)

[1.～5. 略]

第 1 事業 概 況 書

第 期 (年 月 日から)
(年 月 日まで)

[1.～14. 略]

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法 _____ (単位：百万円)

項目	前期末		当期末	
	経過措置 による不 算入額	経過措置 による不 算入額	経過措置 による不 算入額	経過措置 による不 算入額

業務報告書
第 期 (年 月 日から)
 (年 月 日まで)

(信用協同組合連合会名) _____
(所在地) _____ 年 月 日

殿
(信用協同組合連合会名)
(理事長) 氏名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のと

おり報告します。

業務報告書
目次

頁

[第1～第6 同左]
(記載上の注意)

[1.～5. 同左]

第 1 事業 概 況 書

第 期 (年 月 日から)
(年 月 日まで)

[1.～14. 同左]

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法 _____ (単位：百万円)

項目	前期末		当期末	
	経過措置 による不 算入額	経過措置 による不 算入額	経過措置 による不 算入額	経過措置 による不 算入額

コア資本に係る基礎項目			
[略]			
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーダージュ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			
うち、のれんに係るものの額			
うち、のれん及びモーダージュ・サービシング・ライツに係るもの以外の額			
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
前払年金費用の額			
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額			
[略]			
特定項目に係る10%基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額			
うち、モーダージュ・サービシング・			

コア資本に係る基礎項目			
[同左]			
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーダージュ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			
うち、のれんに係るものの額			
うち、のれん及びモーダージュ・サービシング・ライツに係るもの以外の額			
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
前払年金費用の額			
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額			
[同左]			
特定項目に係る10%基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額			
うち、モーダージュ・サービシング・			

ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通 出資等に該当するものに関連する ものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ ライツに係る無形固定資産に関連す るものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係 るものに限る。）に関連するものの額				
【略】				
自己資本				
【略】				
リスク・アセット等				
【略】				
自己資本比率				
【略】				

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 略]

[第2～第6 略]

別紙様式第10号の2 (第68条第2項関係)

(日本産業規格A4)

連結業務報告書
（ 年 月 日から
年 月 日まで ）

(信用協同組合連合会名)

(所在地)

ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通 出資等に該当するものに関連するも のの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ ライツに係る無形固定資産に関連す るものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係 るものに限る。）に関連するものの額				
【同左】				
自己資本				
【同左】				
リスク・アセット等				
【同左】				
自己資本比率				
【同左】				

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 同左]

[第2～第6 同左]

別紙様式第10号の2 (第68条第2項関係)

(日本産業規格A4)

連結業務報告書
（ 年 月 日から
年 月 日まで ）

(信用協同組合連合会名)

(所在地)

殿

年 月 日

(信用協同組合連合会名)

(理 事 長) 氏名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告します。

連結業務報告書

目 次

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1. ～4. 略]

第1 (年 月 日から 年 月 日まで) 事業概況書

[1. ・2. 略]

3. 連結自己資本比率の状況

[連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	前期末		当期末	
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
コア資本に係る基礎項目				
[略]				
コア資本に算入されるその他の包括利 益累計額又は評価・換算差額等				
[略]				
うち、退職給付に係るものの額				
[略]				
コア資本に係る調整項目				

殿

年 月 日

(信用協同組合連合会名)

(理 事 長) 氏名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告します。

連結業務報告書

目 次

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1. ～4. 同左]

第1 (年 月 日から 年 月 日まで) 事業概況書

[1. ・2. 同左]

3. 連結自己資本比率の状況

[連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	前期末		当期末	
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
コア資本に係る基礎項目				
[同左]				
コア資本に算入されるその他の包括利 益累計額又は評価・換算差額等				
[同左]				
[加える。]				
[同左]				
コア資本に係る調整項目				

無形固定資産（モーゲージ・サービス・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービス・ライセンスに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額				
【略】				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービス・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額				

無形固定資産（モーゲージ・サービス・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービス・ライセンスに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額				
【同左】				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービス・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額				

うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[略]				
自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
連結自己資本比率				
[略]				
(記載上の注意)				
[1.～3. 略]				
第2 [略]				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[同左]				
自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
連結自己資本比率				
[同左]				
(記載上の注意)				
[1.～3. 同左]				
第2 [同左]				

備考 表16の「」の記載は参照せよ。

(保険業法施行規則の一部改正)

第四条 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別紙様式第 1 号 (第 17 条の 7 関係)

(日本産業規格 A 4)

保 險 株 式 会 社 御 中	会 計 監 査 報 告 書 年 月 日
事務所名 公認会計士 氏 名 (自 署)	印

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見(当該意見が次の(1)から(3)までに掲げる意見である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める事項)を記載すること。

(1) 無限定適正意見

監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

(2) 除外事項を付した限定付適正意見

監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由

(3) [略]

3 [略]

4 継続企業の前提に関する注記に係る事項を記載すること。

5 次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を

別紙様式第 1 号 (第 17 条の 7 関係)

(日本産業規格 A 4)

保 險 株 式 会 社 御 中	会 計 監 査 報 告 書 年 月 日
事務所名 公認会計士 氏 名 (自 署)	印

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見(当該意見が次の(1)から(3)までに掲げる意見である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める事項)を記載すること。

(1) 無限定適正意見

監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

(2) 除外事項を付した限定付適正意見

監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

(3) [同左]

3 [同左]

4 [加える。]

4 [同左]

記載すること。

[削る。]

(1)~(3) [略]

別紙様式第1号 (第27条の2関係)

(日本産業規格A4)

会計監査報告書	年 月 日
保険相互会社	
御中	
事務所名	
公認会計士 氏 名	印
(自 署)	

(記載上の注意)

1 [略]

2 計算関係書類が当該相互会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見(当該意見が次の(1)から(3)までに掲げる意見である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める事項)を記載すること。

(1) 無限定適正意見

監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

(2) 除外事項を付した限定付適正意見

監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由

(3) [略]

3 [略]

(1) 継続企業の前提に関する注記に係る事項

(2)~(4) [同左]

別紙様式第1号 (第27条の2関係)

(日本産業規格A4)

会計監査報告書	年 月 日
保険相互会社	
御中	
事務所名	
公認会計士 氏 名	印
(自 署)	

(記載上の注意)

1 [同左]

2 計算関係書類が相互株式会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見(当該意見が次の(1)から(3)までに掲げる意見である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める事項)を記載すること。

(1) 無限定適正意見

監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

(2) 除外事項を付した限定付適正意見

監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

(3) [同左]

3 [同左]

4 継続企業の前提に関する注記に係る事項を記載すること。

5 次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載すること。

[削る。]

1～3 [略]

別紙様式第 1 号の 5 (第 17 条の 7 関係)

(日本産業規格 A 4)

会計監査報告書	年	月	日
少額短期保険株式会社	御中	事務所名	公認会計士 氏 名 印
			(自 署)

(記載上の注意)

1 [略]

2 計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見(当該意見が次の(1)から(3)までに掲げる意見である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める事項)を記載すること。

(1) 無限定適正意見

監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

(2) 除外事項を付した限定付適正意見

監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認め

[加える。]

4 [同左]

1 継続企業の前提に関する注記に係る事項

2～4 [同左]

別紙様式第 1 号の 5 (第 17 条の 7 関係)

(日本産業規格 A 4)

会計監査報告書	年	月	日
少額短期保険株式会社	御中	事務所名	公認会計士 氏 名 印
			(自 署)

(記載上の注意)

1 [同左]

2 計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見(当該意見が次の(1)から(3)までに掲げる意見である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める事項)を記載すること。

(1) 無限定適正意見

監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

(2) 除外事項を付した限定付適正意見

監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認め

られる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由

- (3) [略]
 - 3 [略]
 - 4 継続企業の前提に関する注記に係る事項を記載すること。
 - 5 次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載すること。
[削る。]
- (1)~(3) [略]

別紙様式第 1 号の 5 (第 27 条の 2 関係)

(日本産業規格 A 4)

会 計 監 査 報 告 書	年 月 日
少額短期保険相互会社	
御中	
事務所名	
公認会計士 氏 名	印
(自 署)	

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 計算関係書類が当該相互会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見(当該意見が次の(1)から(3)までに掲げる意見である場合)にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める事項)を記載すること。
 - (1) 無限定適正意見
監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨
 - (2) 除外事項を付した限定付適正意見

められる旨並びに除外事項

- (3) [同左]
 - 3 [同左]
 - [加える。]
 - 4 [同左]
- (1) 継続企業の前提に関する注記に係る事項
(2)~(4) [同左]

別紙様式第 1 号の 5 (第 27 条の 2 関係)

(日本産業規格 A 4)

会 計 監 査 報 告 書	年 月 日
少額短期保険相互会社	
御中	
事務所名	
公認会計士 氏 名	印
(自 署)	

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 計算関係書類が当該相互会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見(当該意見が次の(1)から(3)までに掲げる意見である場合)にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める事項)を記載すること。
 - (1) 無限定適正意見
監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨
 - (2) 除外事項を付した限定付適正意見

<p>監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、<u>除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見</u>とした理由</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 継続企業の前提に関する注記に係る事項を記載すること。</p> <p>5 次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載すること。</p> <p>[削る。]</p> <p><u>(1)~(3)</u> [略]</p>	<p>監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を<u>すべて</u>の重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項</p> <p>(3) [同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[加える。]</p> <p>4 [同左]</p> <p><u>(1)</u> 継続企業の前提に関する注記に係る事項</p> <p><u>(2)~(4)</u> [同左]</p>
備考	表中の「」の記載を削除する。

（特定目的会社の監査に関する規則の一部改正）

第五条 特定目的会社の監査に関する規則（平成十八年内閣府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(会計監査報告の内容)</p> <p>第九条 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 計算関係書類が、法令、資産流動化計画及び定款に従い、当該特定目的会社の財産及び損益の状況を<u>全ての重要な点において適正に表示しているかどうか</u>についての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項</p> <p>イ 無限定適正意見 監査の対象となった計算関係書類が法令、資産流動化計画及び定款に従い、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を<u>全ての重要な点において適正に表示している</u>と認められる旨</p> <p>ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き、法令、資産流動化計画及び定款に従い、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を<u>全ての重要な点において適正に表示している</u>と認められる旨、<u>除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由</u></p> <p>ハ 「略」</p> <p>三 「略」</p>	<p>(会計監査報告の内容)</p> <p>第九条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 計算関係書類が、法令、資産流動化計画及び定款に従い、当該特定目的会社の財産及び損益の状況を<u>すべての重要な点において適正に表示しているかどうか</u>についての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項</p> <p>イ 無限定適正意見 監査の対象となった計算関係書類が法令、資産流動化計画及び定款に従い、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を<u>すべての重要な点において適正に表示している</u>と認められる旨</p> <p>ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き、法令、資産流動化計画及び定款に従い、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を<u>すべての重要な点において適正に表示している</u>と認められる旨<u>並びに除外事項</u></p> <p>ハ 「同上」</p> <p>三 「同上」</p>

<p>四 継続企業の前提（特定目的会社の計算に関する規則第五十一条に規定する継続企業の前提をいう。）に関する注記に係る事項</p> <p>五・六 「略」</p> <p>2 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>「号を削る。」</p> <p>一〇三 「略」</p>	<p>「号を加える。」</p> <p>四・五 「同上」</p> <p>2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一 継続企業の前提（特定目的会社の計算に関する規則第五十一条に規定する継続企業の前提をいう。）に関する注記に係る事項</p> <p>二〇四 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(投資法人の会計監査に関する規則の一部改正)

第六条 投資法人の会計監査に関する規則（平成十八年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(計算関係書類に係る会計監査報告の内容)</p> <p>第五条 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 計算関係書類が当該投資法人の財産及び損益の状況を<u>全て</u>の重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</p> <p>三 「略」</p> <p>四 継続企業的前提（投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）第六十条に規定する継続企業的前提をいう。）に関する注記に係る事項</p> <p>五・六 「略」</p> <p>2 前項第二号に規定する意見とは、次に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 無限定適正意見 監査の対象となった計算関係書類が法令及び規約に従い、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を<u>全て</u>の重要な点において適正に表示していると認められる旨</p> <p>二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き法令及び規約に従い、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を<u>全て</u>の重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付し</p>	<p>(計算関係書類に係る会計監査報告の内容)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 計算関係書類が当該投資法人の財産及び損益の状況を<u>すべて</u>の重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</p> <p>三 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>四・五 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 無限定適正意見 監査の対象となった計算関係書類が法令及び規約に従い、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を<u>すべて</u>の重要な点において適正に表示していると認められる旨</p> <p>二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き法令及び規約に従い、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を<u>すべて</u>の重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>た限定付適正意見とした理由</p> <p>三 「略」</p> <p>3 第一項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>「号を削る。」</p> <p>一〇三 「略」</p> <p>4 「略」</p>	<p>三 「同上」</p> <p>3 第一項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一〇 継続企業の前提（投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）第六十条に規定する継続企業の前提をいう。）に関する注記に係る事項</p> <p>二〇四 「同上」</p> <p>4 「同上」</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和二年三月三十一日から施行する。

(銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）

（別紙様式第一号及び別紙様式第一号の二の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る中間業務報告書（同項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。）

2 新銀行法施行規則別紙様式第三号及び別紙様式第三号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

- 3 新銀行法施行規則別紙様式第五号の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（銀行法第十九条第二項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。
- 4 新銀行法施行規則別紙様式第五号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。
- 5 新銀行法施行規則別紙様式第十一号の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。
- 6 新銀行法施行規則別紙様式第十二号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

7 新銀行法施行規則別紙様式第二十一号から別紙様式第二十三号までの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る電子決済等代行業に関する報告書（銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による電子決済等代行業に関する報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る電子決済等代行業に関する報告書については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下この条において「新信用金庫法施行規則」という。）第二十九条の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る計算関係書類（信用金庫法施行規則第二十六条第一号に規定する計算関係書類をいう。以下この項及び次項において同じ。）についての監査報告について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る計算関係書類についての監査報告については、なお従前の例による。

2 新信用金庫法施行規則第三十一条の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告については、なお従前の例による。

3 新信用金庫法施行規則別紙様式第十三号、別紙様式第十四号及び別紙様式第十五号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

4 新信用金庫法施行規則別紙様式第十三号の二及び別紙様式第十四号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この条において「新協同組合による金融事業に関する法律施行規則」という。）第二十三条の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る計算関係書類（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第二十条第一号に規定する計算関係書類をいう。以下この項及び次項において同じ。）についての監査報告について適用し、施

行日前に終了する事業年度に係る計算関係書類についての監査報告については、なお従前の例による。

2 新協同組合による金融事業に関する法律施行規則第二十五条の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告については、なお従前の例による。

3 新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号及び別紙様式第十号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

4 新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号の二及び別紙様式第十号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

(保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の保険業法施行規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る会計監査報告について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る会計監査報告については、なお従前の例による。

(特定目的会社の監査に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の特定目的会社の監査に関する規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る会計監査報告について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る会計監査報告については、なお従前の例による。

(投資法人の会計監査に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第六条の規定による改正後の投資法人の会計監査に関する規則の規定は、施行日以後に終了する営業期間に係る会計監査報告について適用し、施行日前に終了する営業期間に係る会計監査報告については、なお従前の例による。